

千葉県感染症予防計画の概要

1 基本的な考え方

- 成田国際空港や千葉港を抱える本県において、感染症発生時における危機管理体制や医療の提供体制の整備充実が重要である。
- 県では、事前対応型行政として、平時から感染症の発生及びまん延を防止していくことに重点を置き、感染症対策に取り組む。

2 計画の基本方針

● 計画の位置付け

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第10条に基づく法定計画

● 計画期間

令和6年4月1日から令和12年3月末まで（6年間）

3 改定の概要

● 改定の経緯

- 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、新興感染症に備えるため、令和4年12月に感染症法が改正された。
- 感染症法の改正に伴い国の「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」の記載事項の充実が図られた。
- 県は同指針に即して必要な体制を検討し、予防計画の改定を行う。

● 改定のポイント

新興感染症（新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症を基本とする。）の対応に係る体制を強化するため、計画の保健・医療体制等に係る記載事項の充実を図る。

- 医療提供体制、検査体制及び宿泊療養体制等に係る**数値目標の設定**
- 数値目標を担保するための医療機関、民間検査機関、民間宿泊事業者等との**協定の締結**
- **感染症対策連携協議会の設置・活用**（予防計画の協議、予防計画に基づく取組状況の進捗確認等）

4 計画の記載事項

● 計画の主な項目・内容

項目	主な内容（太字：新たに追加された項目）
第1 感染症の予防の推進の基本的な方向【新規】	・事前対応型行政の構築 ・地方公共団体、県民及び医師等の役割 等
第2 感染症の発生の予防のための施策	・感染症発生動向調査事業を通じた感染症発生状況及び動向の把握 等
第3 感染症のまん延の防止のための施策	・検体の採取等、健康診断、就業制限及び入院の勧告等の対人措置 等
第4 情報の収集、調査及び研究【新規】	・感染症指定医療機関による新興感染症に係る知見の収集及び分析 等
第5 検査の実施体制及び検査能力の向上【新規】	・衛生研究所等の検査体制の整備 ・ 新興感染症発生・まん延時の検査体制の確保（検査措置協定） 等
第6 医療提供体制	・感染症指定医療機関等の指定 ・ 新興感染症に係る医療提供体制の整備（医療措置協定） ・ 新興感染症発生・まん延時における入院調整体制の構築 等
第7 患者の移送のための体制【新規】	・消防機関や民間移送機関等との役割分担・連携 等
第8 宿泊施設の確保【新規】	・ 新興感染症発生・まん延時の宿泊施設の確保（宿泊施設確保措置協定） 等
第9 外出自粛対象者の療養生活の環境整備【新規】	・ 外出自粛対象者の健康観察の体制の整備 ・ 生活必需品の支給等による生活支援 ・ 高齢者施設等の施設内における感染症のまん延防止 等
第10 知事による総合調整及び指示の方針【新規】	・ 感染症対策に係る知事による総合調整 ・ 緊急性を有する入院措置の実施における保健所設置市に対する指示 等
第11 人材の養成及び資質の向上【新規】	・保健所の職員等に対する研修 ・ IHEAT要員の確保・研修 ・ 医療機関等における研修・訓練の実施 等
第12 保健所体制の強化【新規】	・ 感染症拡大を想定した保健所の人員体制や設備等の整備 ・ 外部人材の受入体制の構築 等
第13 啓発、知識の普及、患者等の人権の尊重	・患者等への差別や偏見の排除 等
第14 緊急時における対応	・緊急時における国・地方公共団体相互間の連絡体制の整備 等
第15 その他感染症の予防の推進に関する重要事項	・施設内感染対策 ・災害防疫 等

● 計画に係る数値目標（抜粋）

区分	項目	目標値		
		流行初期	流行初期以降	
医療提供体制	①病床	各協定締結医療機関(入院)の確保可能病床数	640床	1,400床
	②発熱外来	各協定締結医療機関(発熱外来)の機関数	460機関	1,500機関
	③自宅療養者への医療の提供	自宅等の療養者等に医療を提供する機関数		2,840機関
	④後方支援	後方支援を行う医療機関数		130機関
	⑤医療人材の確保人数	派遣可能な人数		150人